

広島県告示第六百五十二号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川の名称

二級河川藤井川水系木梨川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十五年八月十二日

三 廃川敷地等の位置

尾道市美ノ郷町三成字紙屋八〇二番六

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

五十四平方メートル